

給食費の実費負担について

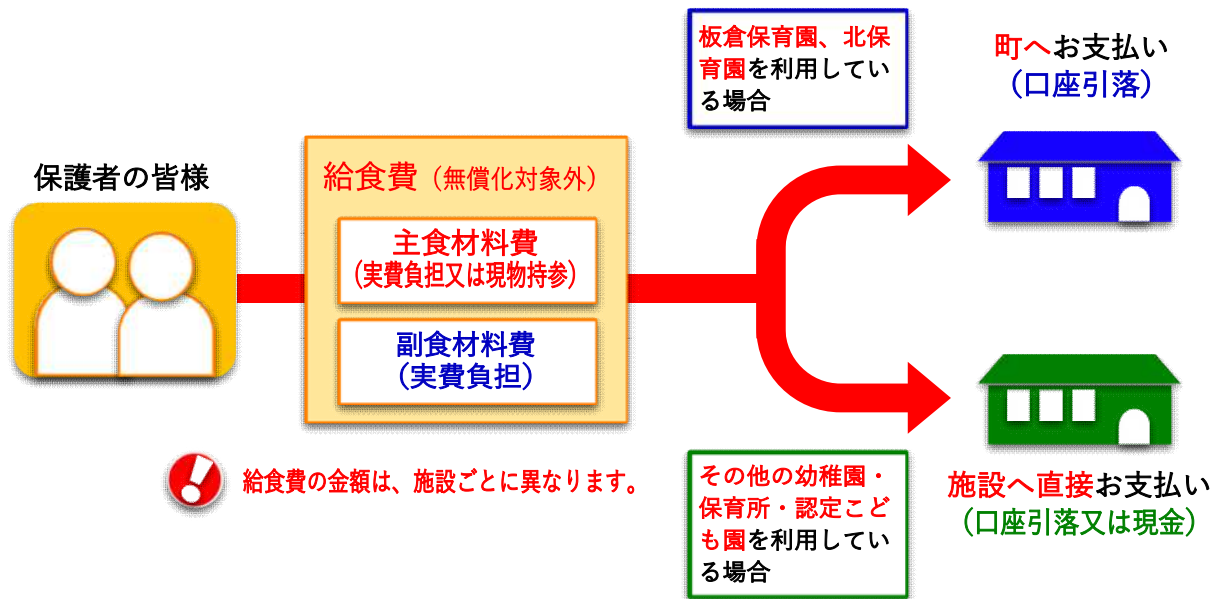
幼稚園・保育所・認定こども園を利用する教育・保育給付1号認定子どもと2号認定子ども（3歳以上児クラス）の給食費（主食・副食材料費）は、保護者の実費負担となります。給食費の金額やお支払い方法は施設ごとに異なりますので、利用している施設にご確認ください。

なお、多子世帯の第2子（半額）と第3子（免除）、低所得（年収360万円未満相当）世帯のすべての子ども（免除）は、副食材料費が減免されます。

※主食材料費とは「ごはん・パン代など」、副食材料費とは「おかず、おやつ、飲み物代など」のことです。

※主食材料費は、減免されません。

給食費（主食・副食材料費）のお支払い方法（イメージ）



給食費（副食材料費）の負担軽減

○ 減免対象者 ※減免を受けるための手続きは必要ありません。

区分	第1子	第2子	第3子
低所得（年収360万円未満）世帯	免除	免除	免除
その他の世帯（下記「カウント方法」参照）	全額負担	半額負担	免除

○ 多子減免のカウント方法（「その他の世帯」の場合）

